

8月6日、総理へ提出

東日本大震災
復興加速化のための第4次提言

～協働の力で希望と自立へ～

平成26年8月6日

自由民主党
公明党

目 次

はじめに	3
第1章 原子力事故災害被災地域の復興加速化に向けて	5
1. 地域の将来像	5
(1) 中長期的な地域の将来像の策定		
(2) 双葉郡が一体となった広域的取組みの検討		
(3) 町内復興拠点等のまちづくりとインフラ整備の加速化		
2. 除染・中間貯蔵施設整備の促進	6
(1) 中間貯蔵施設整備		
① 受入自治体の理解を求めるために		
② 地元の理解を得た後についての取組み		
(2) 除染		
(3) 放射性物質汚染廃棄物(指定廃棄物)の処理の促進		
3. 早期帰還の支援	8
(1) 汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等の処理		
(2) 復興まちづくりに必要な家屋や建物等の解体撤去		
(3) 早期帰還を目指す市町村の支援		
(4) 放射線不安への対応		
4. 長期避難者・地域に対する支援	10
(1) 廃棄物処理施設の整備・拡充		
(2) 竜田駅以北の JR 常磐線復旧		
(3) 防犯対策(主に侵入窃盗対策)の強化		
(4) 福島復興に必要な労働力等の確保等		
5. 原発事故・災害対策	11
(1) 原子力損害賠償		
(2) 廃炉・汚染水対策の着実な実施		
① 廃炉・汚染水対策の着実かつ速やかな実施		
② 廃炉等支援体制の速やかな立上げ		
③ 廃炉・汚染水対策に関する積極的な情報発信		
(3) 風評被害対策		
(4) 将来の複合災害対応		

第2章 東日本大震災被災地域の更なる復興加速化に向けて	…… 14
(共通課題)	
1. 住まいの再建・インフラ整備	…… 14
(1)被災者の方への明確な目標の提示	
(2)事業の加速化に向けた対応、事業実施の隘路の克服	
① 住宅再建・復興まちづくりの加速化	
② 復興の進展に伴う新たな課題(防集跡地問題)	
2. 生業・産業・基幹交通の復興	…… 15
(1)生業・産業の復興	
① 復旧から本格的な復興へ	
② 自立的で活力ある地域経済の再生	
(イ)復興まちづくりの中での生業の場である商店街の再建	
(ロ)将来の地域経済を引っ張る産業と企業の成長支援	
(2)基幹交通の早期復旧・整備	
(3)鳥獣被害対策	
3. 被災者の健康・生活支援	…… 17
(1)総合的な被災者支援の施策の推進	
(2)長期避難者の心と体のケア、見守りの推進	
(3)被災者に係るコミュニティづくりの支援	
(4)医療・介護の再生復興	
(5)医師や看護師等の不足への対応	
おわりに	…… 20

東日本大震災 復興加速化のための第4次提言

～協働の力で希望と自立へ～

はじめに

東日本大震災発災以来、3年余が経過した。大津波に見舞われた沿岸部を歩くと、地域差はあるものの、着実に復興は進んでいるという実感が湧く。現に家が建ち、新しい街並みが整ってきているし、活気が感じられるようになってきているところもあるが、一方でなお、25万人もの人々が避難している現実がある。われわれは、このことをしっかり認識しなければならない。

その上で、「復興」政策の最終目標は何であろうか、日々、問い続ける必要がある。直面する課題やその解決のための要望が刻々と変化していくことは、「復興」が進んでいる証左であり、したがって、新たな対応に追われ、気が休まる間もないが、この多くの被災された方々の表情が希望に燃えた明るい表情に変わることを目指すわれわれには、ひとつの歓びではないか。

「復興」とは、地域に生きる人々が、日常的に「自立して生きていき、希望を持つ」こと。すなわち、終の棲家に安らぎ、家族で助け合って自立して生きていくことであり、その個々が生きていくための共助の場である、地域社会の再興である。

その実現のためにわれわれは、この1年半に3次にわたる提言とひとつの決意書をまとめてきた。政府はそれらを真摯に受け止め、安倍総理のリーダーシップのもと復興政策を進めてきた。岩手・宮城両県をはじめとする地域は、明確に復興途上にある。様々な課題はあるものの、住宅建設の槌音が響き、地域に生活感がみなぎってきている。しかし、原子力事故災害に見舞われた福島県は、いまだ復旧の段階と言わざるを得ない。

そこでわれわれは、今回また新たな決断をするに至った。福島県の復興は原子力事故災害の克服であり、それは、日本の再生への唯一の道であるという強い想いをこめた3つの決断である。

ひとつは、地域の復興についての基本的な進め方について、岩手・宮城両県で進めた「復興は国が押し付けるのではなく、地域が考え、地域がつくる」という考え方ではなく、福島にあっては、国・県・市町村および住民が協働作業で復興計画をつくり、実現に向けて国がけん引していくことが重要である。

そのふたつは、廃炉・汚染水対策、除染・中間貯蔵施設整備を早急かつ確実に進めるとともに、それらの見通しを踏まえ、原子力事故災害からの福島の復興、特に避難区域の復興計画を着実に実行していくことである。その際、各市町村が策定している帰還・復興計画を確実に実行するとともに、計画がいまだ策定されていない帰還困難区域にある町にあっても、復興計画を策定し、計画を踏まえた集中的な除染とまちづくりなど復興の取組みを進め、家族そろって東京オリンピック・パラリンピックを応援できる、「5年後には住めるまちづくり」を目指す。

最後に、われわれは今次の大震災から多くを学び、今後の備えの基にしなければならないことから、われわれの役割の範疇を越えることを承知の上で指摘しておきたい点がある。

それは、今回のような同時複合災害に対する備えとして、国・地方、さらには民間を含め、現場の救助・復旧面や行政面での人員を機動的に動員、指揮命令できる権限を持ち、平時にあっても救助・復旧に関する研究、機材の開発、訓練等総合的に対応する「緊急事態管理庁(仮称)」等の設置を至急検討することである。

また、その充実・強化が喫緊の課題である原子力防災体制については、上記の検討を待つことなく、専任の常駐スタッフを配置するなど、内閣の責任において一元的に万全の地元対応ができる体制を早急に構築すべきである。

第1章 原子力事故災害被災地域の復興加速化に向けて

1. 地域の将来像

(1) 中長期的な地域の将来像の策定

- 国は、平成25年12月に閣議決定された「福島復興加速化指針」や平成26年6月に内閣総理大臣決定された「避難解除等区域復興再生計画」(改定)に基づき、福島県、避難指示12市町村全体および市町村の短期および中長期的な地域の将来像をしっかりと策定すること。その際、国は、県および地元市町村との緊密な連携と役割分担の下、帰還・復興計画がまだ策定されていない帰還困難区域にある町にあっても、「5年後には住めるまちづくり」を目指し、「協働作業」により取り組むことが重要である。
- この地域が復興するためには、農林水産業を含めた生業と産業の復興が必要である。そのために、新たな企業誘致など、中長期的な産業振興に取り組むこと。いわゆる「イノベーション・コースト構想」については、その具体化に向け、政府一体となって取り組むこと。

(2) 双葉郡が一体となった広域的取組みの検討

- 地域の将来像策定にあたっては、
 - ・ 各市町村間での共同検討や県による広域調整等により、地域を一体的かつ広域的にとらえた公共施設・インフラ等の最適配置と役割分担を検討していくこと。
 - ・ 住民の方々が、故郷への帰還を待つか、新たな生活を選択するかを判断するための材料として、避難指示区域における住民意向を踏まえた人口の見通し、産業復興に向けた道筋や新たに移り住んでくる住民も視野に入れた広域的な視点でのまちづくりの進め方を明確に示すこと。
- 復興や持続可能な地域づくりに貢献し、世界で活躍できる人材を育成するため、広野町に設置が進められている中高一貫校への支援をはじめ、双葉郡の教育復興のための財政的支援および技術的支援を確実に行うこと。

(3) 町内復興拠点等のまちづくりとインフラ整備の加速化

- 大熊町における大川原地区のような町内復興拠点等のまちづくりについて、国は、県とともに、必要な支援策を協働で検討すること。
- 特に、中間貯蔵施設の立地自治体においては、国は、地元が安心して町内復興拠点の整備計画を推進できるよう配慮すること。

2. 除染・中間貯蔵施設整備等の促進

福島再生は、現在、仮置場に保管されている大量の汚染土壌・廃棄物を安全な施設に安定的に貯蔵してからこそ本格的となり、日本の夜明けが始まる。そのためには、何よりもまず、安心できる中間貯蔵施設の整備と汚染土壌・廃棄物の輸送について、住民や自治体の理解を得ることが必要である。

(1) 中間貯蔵施設整備

① 受入自治体の理解を求めるために

- 国は、30年にわたる大規模な中間貯蔵施設受入れの重大さを踏まえ、住民の方々の声を真摯に受け止め、県の協力も得つつ受入自治体との合意に向けて、中間貯蔵開始後30年以内に県外最終処分のために必要な措置を講ずる旨の法制化、県および受入自治体のニーズを踏まえた支援など、最大限の努力をすること。

② 地元の理解を得た後についての取組み

- 地元の理解を得て中間貯蔵施設を整備することとなった際には、相当数の地権者の方々と速やかに個別の用地交渉を進める必要がある。また、交渉が調った際には、その後の登記等の各種の手続きを滞りなく的確に進める必要がある。このため、国は、必要な人員体制の確保について、万全を期すこと。

用地交渉にあたっては、損失補償基準のもとで最大限の努力を行うこと。

- 福島県内の大量の汚染土壌・廃棄物を、安全性に最大限配慮し

つつ、できるだけ短期に搬入するため、国は、除染実施主体である市町村および広域自治体である県と、連携協力体制を構築しながら、できるだけ早期に輸送計画をとりまとめること。

- 中間貯蔵施設への輸送にあたっては、大量の汚染土壌・廃棄物を扱うことから、
 - ・ 安全性に最大限配慮しつつ確実に輸送を実施すること
 - ・ できる限り短期間かつ円滑に輸送を実施すること
 - ・ 国民および関係機関の理解と協力の下、輸送を実施することを基本として、着実に取り組むこと。
- 仮置場にあるすべての汚染土壌・廃棄物を搬出するには一定の期間を要する。このため、国は、各市町村の実情に応じ、県の協力を得つつ、仮置場用地について、地元の理解を得るための最大限の努力をすること。

(2) 除染

- 市町村が実施している除染について、場の線量ではなく実際の個人線量を重視し、他の放射線防護対策と連携しながらきめ細かな対応を講じていくことが必要である。このため、復興につながるより現実的で効果的な市町村除染のあり方や方法を、国と地元自治体が十分に検討、検証し、有識者の意見も踏まえて見直すこと。
- 現場での減容化技術を取り入れる等、中間貯蔵施設に搬入する汚染土壌・廃棄物量自体の削減にも取り組むこと。
- 併せて、個々の市町村の状況に応じ、除染の加速化と円滑化のための施策を総動員すること。

その際、

- ・ 除染とインフラ復旧の一体的施工や居住地周辺の重点的実施など復興の動きと連携した除染の推進
- ・ 効果の高い新技術を積極的に採用できる仕組みの推進
- ・ 除染の加速化と円滑化に有効な取組事例の横展開
- ・ 分かりやすく丁寧な情報の提供

等に取り組むこと。

(3) 放射性物質汚染廃棄物(指定廃棄物)の処理の促進

- 福島県内の 10 万Bq/kg 以下の汚染対策地域内廃棄物および指定廃棄物の最終処分場は、中間貯蔵施設とともに復興に必要な不可欠である。既設の管理型処分場の活用に関する受入自治体との合意に向け、受入自治体への支援も含め、最大限の努力をすること。
- 福島県のみならず関係5県における放射性物質汚染廃棄物(指定廃棄物)の処理について、市町村長会議や有識者会議での検討を踏まえ、候補地の選定など、国が責任をもって速やかに取り組みを進めること。

国は、最終処分場の設置等のために必要な人員を確保するとともに、最終候補地が決まった場合における風評被害対策や地元振興策について、地元の不安を解消し、理解が得られるよう最大限努力すること。

3. 早期帰還の支援

避難住民の早期帰還の実現に向けて、その障害となる様々な課題の解決を急ぐ必要がある。

(1) 汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等の処理

- 現在、浪江町、大熊町等の沿岸部では、いまだにがれき処理に手が付けられていないところがある。国は、仮置場や仮設焼却施設の整備計画も含め、具体的な工程表を策定して地元を示し、安全性に最大限配慮しつつそれを実現すること。
- 国は、まずは仮置場として十分なスペースを早急に整備するとともに、仮設焼却施設の建設に全力を尽くすこと。
- また、民間事業者を活用した災害廃棄物処理の迅速化やリサイクル拠点の整備を推進し、処理を加速すること。
- 放射性セシウム濃度が相対的に高い焼却灰、下水汚泥、稲わら等の処理についても、高性能の排ガス処理装置を設置するなど、安全性に最大限配慮して適切な対策をとり、リスク・コミュニケーション

ョン等を通じ、放射性物質拡散の心配が無いことについて地元住民の理解を得ること。

(2) 復興まちづくりに必要な家屋や建物等の解体撤去

- 震災被害のみならず、その後の管理不能により生じた雨漏りおよびこれに伴うカビ、躯体変化、鳥獣の糞尿による汚損等も踏まえ、半壊以上と評価された荒廃家屋は国が解体することとしている。更に、避難指示 12 市町村内においては、半壊未満の荒廃家屋であっても、住民に帰還意思が無く、帰還する他の住民の安全や地域の荒廃抑制の観点から支障が生じるものである場合、生じた解体費用は国費で負担できることとしている。

国は、荒廃家屋解体に対するこれらの方針に基づき柔軟に対応するとともに、各自治体に周知徹底すること。

- また、住民が民間事業者に依頼してリフォーム等を実施した場合に、廃棄物処理業者の引き受け手が見つからず、リフォーム等が進まないケースが見られることから、国・県による対策強化を徹底するとともに、帰還の妨げとならないよう、迅速な廃棄物処理を進める方策を速やかに検討すること。

(3) 早期帰還を目指す市町村の支援

- 国は、平成 26 年5月の「帰町の判断」公表の際に檜葉町が示した、帰還に向けての「今後の重点施策」について、平成 26 年度内の避難指示解除および帰還開始の実現に向け、各項目への対応の工程表を、県および町と協働で作成するとともに、関係省庁が総力を挙げて実施すること。
- 国は、川内村と十分に調整し、早期の避難指示解除を可能とする環境整備を引き続き進めること。
- 各市町村によって様々な課題を抱えているが、避難指示解除を円滑に進めるための対応策について、地元とともにさらに調整を進めること。
- 既に避難指示が解除された田村市をはじめ、今後避難指示解除

に向かう市町村に対しては、解除後、復興に向けた取組みを一層本格化させていくこと。

(4) 放射線不安への対応

- 除染後も存在する放射線不安への対応をきめ細やかに実施すること。このために、それぞれの実情を踏まえ、地元が、相談員制度も活用し、住民の方々への個人線量測定結果の丁寧な説明や相談、必要に応じた生活環境向上支援や個人線量低減活動支援等のための環境整備をしていくこと。

その際、国は、地元の意向も踏まえ、科学的・技術的な知見を国内外に適切に提供すること。

4. 長期避難者・地域に対する支援

(1) 廃棄物処理施設の整備・拡充

- いわき市などの多くの避難者を受け入れた地域では、従来想定していた量を大幅に上回る廃棄物が発生し、その処理が課題となっていることから、国は、これらの地域と協働して、廃棄物処理施設の増設や改修等の支援を行うこと。

(2) 竜田駅以北のJR常磐線復旧

- JR常磐線の復旧については、平成 26 年6月1日、広野駅と竜田駅間の運行が再開されたが、竜田駅以北の復旧については、いまだ目途は立っていない。国は、早期の全線開通に向けた具体的な復旧方策を進めるよう、JRを指導すること。

(3) 防犯対策(主に侵入窃盗対策)の強化

- 国道6号は、除染作業の効果を確認の上、双葉・富岡町間の通行制限が解除される見通しとなっている。

これにより、利便性が格段に向上する一方で、住民以外の不特定者も通行可能となり、治安に対する地元の不安が増大していることから、防犯対策を特に強化すること。具体的には、警察等の巡

回の強化に加え、防犯カメラの増設を国が支援するなど、住民が安心できるきめ細かな防犯対策を実施すること。

(4) 福島復興に必要な労働力の確保等

- 東日本大震災被災地全体での復興が本格化する中、福島県においては、震災により人口が流出する一方、復興事業が本格化し、労働力の不足が懸念されている。
- 県外からの労働者の宿舎確保が課題であり、国は、空き住戸の活用方法として、仮設住宅を管理する県または自治体に対して、既に認められている仮設住宅の目的外使用について周知徹底すること。
- また、「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置」を最大限活用し、工事従事者や住宅資材が不足する地域において、遠隔地から従事する工事従事者のための仮設宿泊施設の整備や、住宅資材および応援職人の融通等を支援し、円滑な住宅再建工事の実施を支援していくこと。

5. 原発事故・災害対策

(1) 原子力損害賠償

- 賠償は、帰還する場合、新しい生活を始める場合のいずれにおいても、住民の将来に向けた生活再建のために必須であり、国は、できる限り早期に賠償支払を完了するよう、東京電力を指導すること。

(2) 廃炉・汚染水対策の安全、着実な実施

① 廃炉・汚染水対策の安全、着実かつ速やかな実施

- 昨秋以降、予防的かつ重層的な汚染水対策が進展しているが、福島復興を進める観点から、安全確保を大前提に、さらに着実に、また速やかに進めること。福島第一原発の廃炉は、時間をかけずに対策を講じることでリスクを低減できる面があることにかんがみ、総合的にリスクを低減させるような形で迅速に対策を進めること。こ

のため、順次明らかになる状況に応じて、研究開発等を機動的に進めていくこと。

- また、がれき処理に伴う、放射性物資の飛散防止に万全を期すなど、廃炉・汚染水対策の実施主体たる東京電力が引き続き緊張感を持って対応するよう、国は、東京電力を指導・監督すること。

② 廃炉等支援体制の速やかな立ち上げ

- 本年5月に成立した改正原子力損害賠償支援機構法を施行し、国の責任を明確にしつつ、福島第一原発の廃炉を技術的に支援する体制を速やかに立ち上げること。

③ 廃炉・汚染水対策に関する積極的な情報発信

- 廃炉・汚染水対策を進め、現場における対策の進捗が理解されることが最大の風評被害対策である。関係省庁が連携し、地元をはじめ国民に向けて積極的に情報発信すること。

(3) 風評被害対策

- 原発事故に伴う風評被害を払拭するため、国は、平成 26 年6月に公表した「風評対策強化指針」に基づく施策を着実に推進し、
 - ・ 被災地産品の放射性物質の検査の実施や、環境中の放射線量の把握、公表
 - ・ 放射線に関する正確な情報の国内外への分かりやすい提供
 - ・ 被災地産品の被災地内外での消費・販路拡大、国内外からの被災地への誘客促進、風評被害を受けた産業の支援等に確実に取り組むこと。

(4) 将来の複合災害対応

今次の大震災から学んだこととして、われわれの役割の範疇を越えることではあるが、将来における同時複合災害の発生への対応に万全を期す必要があることを指摘する。

- 同時複合災害の発生に的確な初動対応をするため、自衛隊、海

上保安庁という国の機関、警察、消防などの自治体の機関を機動的に動員し、またはこれらと連携することができ、平時にあっても救助・復旧に関する研究、機材の開発、訓練等を総合的に対応する「緊急事態管理庁(仮称)」等の設置を至急検討すること。

- また、原子力規制委員会の独立性・中立性を尊重し、現行の体制を堅持すべきである一方、特に原子力防災体制については、その充実と強化が喫緊の課題であり、内閣の責任において万全の対応を取る必要がある。

このため、上記の検討を待たずに、原子力防災会議(平時)副議長および原子力災害対策本部(発災後)副本部長である原子力防災担当大臣を支える専任の常駐職員を配置し、担当大臣をトップに一元的に地元対応ができる体制を早急に構築すべきである。

第2章 東日本大震災被災地域の更なる復興加速化へ向けて (共通課題)

東日本大震災の発生から3年以上が経過したが、依然として25万人もの方々が避難生活を続けておられる。被災者の方々に一日も早く恒久的な住宅に入っていただけるよう、引き続き工事を急ぐとともに、復興のステージの進捗に伴い新たに浮かび上がってきた課題に迅速に対応していく必要がある。

1. 住まいの再建・インフラ整備

(1) 被災者の方への明確な目標の提示

- 国は、これまで「住まいの復興工程表」や「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」を公表してきた。こういった取組みの継続により、まずは被災者の方々が住まいの確保についての確たる見通しを持てるように引き続き努めていくこと。

(2) 事業の加速化に向けた対応、事業実施の隘路の克服

① 住宅再建・復興まちづくりの加速化

- 住宅再建・復興まちづくりの加速化は、被災地復興の最大の課題であり、政府は平成26年5月に「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を策定するなど、平成25年3月以降、用地取得や工事発注・施工確保などの課題について、5度にわたる加速化措置をとりまとめた。

今後とも、事業の進展や社会状況の変化に伴い生じる新たな課題に対して、これらの施策を活用して柔軟かつ迅速に対応すること。

- 国は、除染、用地取得、登記、地図作成等の事業の進捗に応じた事務量の加速度的な増大が見込まれる行政分野については、事業の円滑な執行を妨げることのないよう、必要な人員体制を確保すること。

② 復興の進展に伴う新たな課題(防集跡地問題)

- 復興の進展に伴い、防災集団移転促進事業により取得した土地等の被災地復興のための活用といった新たな課題が生じている。

防集跡地については、すでに産業用地等としての活用に向けた取組みを進めている自治体が出ているが、防災集団移転促進事業により取得した津波被災土地の早期処分等について、先般対応が講じられたところであり、国はこれらの周知徹底に努め、適切な運用を指導すること。

2. 生業・産業・基幹交通の復興

復興のステージの進捗に伴い、局面は基幹インフラをはじめとする被災地の復旧の段階から、被災者の方々の暮らしの再建や、産業・企業の本格的な復興の段階へと移りつつある。

(1) 生業・産業の復興

可能な限り早期に、平穏な生活を送る上で不可欠な生業の再建を果たし、地域経済再生の核となる地場産業の復興・成長の道筋を定めるため、必要な対策に一層力を入れて取り組んでいく必要がある。

このため、国は、「産業復興創造戦略」を6月にとりまとめたところであり、これに基づき、創造的な産業復興を推進し、復興需要の縮小後も自立的で、持続可能性の高い地域経済の再生と「新しい東北」の創造を実現する必要がある。

① 復旧から本格的な復興へ

- 中小企業グループ補助金については、復興まちづくりの進展、原子力災害被災地域における企業の事業再開および帰還の本格化に伴い、依然として、その必要性、重要性が高い。

まず、資材価格の高騰に対応した中小企業グループ補助金の交付額の適切な変更については、新たに設けられた資材価格上昇に応じた交付決定額変更の仕組みを、現場の実態に即して適

切に実施すること。

また、避難事業者による避難先地域等での事業の早期再開または帰還支援などそれぞれの事情に即して適切に実施するとともに、住居付き店舗については、担保権の設定等の円滑化を図ること。特に、避難指示 12 市町村では、避難先で暫定的に事業を再開する際、中小企業グループ補助金の交付を受けるためのグループを組成することが難しくなっていることから、適切な対応策を検討すること。

- さらに、販路開拓の支援に加え、新商品開発、高付加価値化等の中小企業等の復旧を超える前向きな事業実施に対する支援の強化を検討すること。

② 自立的で活力ある地域経済の再生

(イ) 復興まちづくりの中での生業の場である商店街の再建

- 復興まちづくりの本格化と連動して、仮設商店街が移転することに伴い、生業の基盤となる商店街を再生すべく、商業施設の整備支援や仮設施設の有効活用、まちづくり会社の資金調達等の支援を推進すること。その際、商業施設の開発や運営の専門家の派遣等を含む多角的な支援を行っていくこと。

(ロ) 将来の地域経済を引っ張る産業と企業の成長支援

- 本格的な産業の復興に当たっては、復興需要の縮小後も持続可能な、自立的で、活力ある地域経済を再生しなければならない。このため、水産加工業、食品製造業、ものづくり産業、農業、林業、漁業、観光業等、地域の外から稼ぐ主力産業の成長を促進する必要がある。

津波・原子力災害被災地域企業立地補助金等を活用した製造業等の企業の新規立地を促進するとともに、地域資源を用いた新商品開発、技術開発や販路開拓など、被災地域の中小企業等の前向きな取組みと挑戦を支援すること。

- 官民の力を合わせ、国は、「新しい東北」官民連携推進協議会の

下、「新しい東北」先導モデル事業、復興交付金(効果促進事業)や平成 26 年7月に設立した復興金融ネットワーク等を活用して、被災地の先進的な取組みを後押しするとともに、民間を巻き込んだ人材活用や投資促進の仕組みづくりに取り組むべきである。

(2) 基幹交通の早期復旧・整備

- 道路、鉄道、港湾などの基幹交通については、着実に復旧しているが、いまだ復旧・整備が進んでいない箇所も存在している。このため、国は、東北の基幹交通の早期復旧と整備に引き続き全力を挙げて取り組むこと。特に、いまだ復旧方針が定まっていないJR山田線等の鉄道については、早期復旧に向けた検討を加速すること。

(3) 鳥獣被害対策

- 野生鳥獣が復興の妨げになりかねないことから、国は、侵入防止柵の整備や捕獲おり・わなの購入、捕獲活動など、鳥獣の被害防止対策に対する支援を行うこと。
- また、避難指示区域への帰還に向けた環境整備を進めるため、地元自治体と連携しながら、旧警戒区域等における野生鳥獣の生息状況等調査を行うとともに、イノシシの捕獲などの鳥獣捕獲等緊急対策事業を継続して講じること。

3. 被災者の健康・生活支援

復興の進展により、住宅再建が本格化する一方、仮設住宅での生活が長期化する人や、災害公営住宅へ移転し、新たな暮らしを始める人など、復興のステージの進展に対応した、被災者の健康・生活支援に万全を期す必要がある。

(1) 総合的な被災者支援の施策の推進

- 政府は平成 25 年 12 月に「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」を取りまとめたところであり、その取組みを着

実に進めていくこと。

- 併せて、仮設住宅での避難生活の長期化や、住宅再建の本格化による被災者の移転といった復興のステージの進展に伴う課題に対応して、被災者支援の施策の強化を総合的に検討すること。
- 市町村と被災地で支援活動を行っているNPOが協力して、地域の課題を解決していくこと。

(2) 長期避難者の心と体のケア、見守りの推進

- 避難生活が長期化する一方、復興の進捗に応じて被災者が分散していくことを見据え、避難者の孤立防止や心身の状況に応じた適切な支援を行っていく必要がある。

そのため、

- ・ 相談員や復興支援員などによる、見守り、健康支援や心のケア等に努めること。
- ・ 農園活動への参画による高齢者の生きがいや健康づくり等の効果的な事例を、自治体間で広く水平展開するよう取り組むこと。
- ・ 被災者の住居移転が進展する中、きめ細やかな支援が継続されるよう、健康管理データ等のプラットフォーム化に取り組むこと。
- ・ 長期間活動している支援者のケアにも努めること。
- ・ 被災した児童・生徒の心のサポート、学習支援等に引き続き取り組むこと。
- ・ 県外に避難している方々についても、情報提供を密にするなど、孤立化の防止に努めること。

(3) 被災者に係るコミュニティづくりの支援

- 今後、被災者の災害公営住宅への入居が進んでいく中で、入居者による新たなコミュニティの形成が課題であり、自治体はこれらの取組みへの十分な支援をするとともに、災害公営住宅の整備に当たっては、コミュニティ形成に十分配慮したものとすること。
- また、仮設住宅の集約化に伴うコミュニティの維持と形成などの新たな課題にも対応していくこと。

(4) 医療・介護の再生復興

- 地域医療再生基金の活用等により、医療機関の復興をさらに推進すること。また、医療機関の再開にかかる財政支援など、地域医療再生計画等に基づく、地域の実情に応じた様々な取り組みを行っていくこと。また、介護基盤整備にかかる財政支援により、被災した介護施設等の復旧のみならず、新たに地域包括ケアシステムの基盤となる拠点の整備を推進していくこと。

(5) 医師や看護師等の不足への対応

- この課題については、既に過去3度の提言において対応を国に提言してきたが、多くの避難者を受け入れた地域などでは、必ずしも実効ある成果が得られていない。

国は、地元自治体と協力し、地域医療再生基金の活用による避難中の看護職員の帰還と再就職の促進や、地元の医療機関の連携の推進に加え、立法措置も視野に入れ、被災地で勤務する医師の支援のための効果的な対策を講じること。

おわりに

東日本大震災復興基本法に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興期間 10 年のうち特に復興需要が高まる期間として位置付けられた当初の5年、いわゆる「集中復興期間」は平成 27 年度までである。

政府におかれては、当面必要な平成 27 年度の予算を確保し、復興事業を着実に進められたい。

その上で、平成 27 年度においては、これまでの政府の取組みと成果を検証し、また、平成 28 年度以降に残された課題と必要な事業量を見極め、残された5年間の復興期間に引き継ぐ必要がある。あわせて、各種の特例措置・制度の延長の可否についても、検討する必要がある。

復興により、被災者が震災によって失った日々の生活を取り戻し、それを契機として被災地域がさらに発展していくことが重要である。元に戻すための支援を行うだけでなく、住民や企業が自らの力で発展する「自立」を目指さなければならない。国は、被災者の方々が出来るだけ早く、安心して「自立」の生活に移っていけるよう、官民の幅広い関係者の連携の下、自立に向けた仕組みづくりを進めるべきである。

復興に向け、住民とともに、政府、自治体、企業、NPOなど様々な関係者が懸命の努力を続けている。われわれもともに汗をかきつつ、「自立」を目指して、関係者のさらなる奮闘を切に願うものである。ともに「協働」の努力をしようではないか。

一方で、復興をさらに加速していくためには、被災地全体の未来について確かな「希望」を創造していくことも必要である。被災地においては「新しい東北」の創造に向けた取組みが進められているが、先端科学技術の研究開発などにより、復興庁のみならず政府全体の施策を活用し、東北において自立的で持続性の高い地域経済を再生していくことが重要と考える。

来春3月には仙台において国連防災世界会議が、同5月にはいわき市において日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議(太平洋・島サミット)が開催される。また、平成28年にはわが国において主要国首脳会議(サミット)が、平成32年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピックが開催される。その際、世界各国から来日される人々に、復興なったわが国の姿をお見せしようではないか。